

スクールソーシャルワークとは

大阪府教育庁教育振興室高等学校課生徒指導G

1 スクールソーシャルワークの視点

スクールソーシャルワークの視点をチーム支援に取り入れましょう

- ① 幼児・児童・生徒(以下、生徒等という)の抱える問題や心配な状況には、必ず環境的な理由があります。
- ② 生徒等本人と環境との相互作用によって、生徒等の心理や発達に影響が生じ、その結果として問題症状として表れます。
- ③ 問題を改善するためには、環境改善（調整、支援、指導、介入等）が必要です。心理的課題や発達の課題についても、環境要因がわからなければ効果的な対応はできません。
- ④ 環境要因とは、
学校環境（先生との関係、友人関係、クラス・部活動関係、勉強やスポーツ等での居場所）
家庭環境（生育環境(時間軸の視点)、生活環境、親子関係、きょうだい、親族関係等、経済状況）
地域環境（家庭と近隣住民との関係、生徒等の塾やアルバイト先での関係）



などがあります。



2 スクールソーシャルワーカー（SSW）の活動

学校でソーシャルワークを行うにあたり大切にしていること

- ① 生徒等が学校生活を送る中で直面する困難について、生徒等の最善の利益を追求し、教育権の保障と自立支援の視点から問題の解決をめざします。
- ② 福祉の専門的知識・技術をもって、学校に活動の基盤をおき、本人と本人がおかれている環境（学校、家族、地域）に働きかける専門職です。
- ③ 生徒等を取り巻く環境の改善をめざし、関係機関とのネットワーク等を活用します。学校や教職員も、生徒等にとっての大きな社会資源の一つであり、すべての教職員が生徒等のサポートに関与するチームの一員です。
- ④ 学校が、生徒等が安全・安心に教育を受けられる環境になるように、または、その環境を維持し続けられるように様々な構造に働きかけます。



3 スクールソーシャルワークの視点を取り入れたチーム支援

SSWは以下のサイクルで支援を検討し必要な社会資源へつないでいきます



校内ケース会議

一人の生徒等の支援方針について、その生徒等に関係している複数の教職員がチームで情報共有し、アセスメントに基づいたプランニングを行うこと

アセスメント (みため)

生徒等に生じている学校生活上の問題について、なぜその問題が生じているのか、学校生活や社会的状況の中から背景を分析し仮説をたてること。その仮説をもとに、働きかけるゴールを設定するために行う

プランニング (てだて)

アセスメント (みため) に基づいて、長期的な支援目標と、学校の教職員が、明日から取り組める生徒等や家族への具体的な関わりの支援計画をたてること

4 事例

遅刻、欠席が多い高校1年生の男子生徒AについてSSW担当教員よりSSWに相談

同居家族：本人（高1）、母、妹（小1）

- ・担任は、Aがゴールデンウィーク明けから欠席や遅刻が増えたこと、保健室によく行くようになったことを心配し、Aとどう話したらよいかSSW担当教員へ相談。SSW担当教員は、Aが福祉的課題を抱えている可能性を考えてSSWに相談。
- ・SSWは、「Aと個別面談の前に、具体的な欠席や遅刻の日数と高校生活支援カードの内容を再確認し、担任、養護教諭、SSW担当教員、SSWで情報共有すること」を提案。その中で、誰がどのようにAに面談の声をかけるのかを決めることになった。
- ・情報共有後に決まった役割は、保健室にもよく来室するAと養護教諭が関係を構築できていることから、養護教諭が生徒への声掛けと面談を実施。「欠席や遅刻が増えてきていることと、体調不良を心配しているため、ゆっくり話したい」と本人に声掛けをする。



・養護教諭との面談の結果、Aの母親が仕事を辞め収入がないこと、そのため、Aはアルバイトをはじめたこと、節約するため昼食を摂らないようにしていること、妹が学校を休む日があるため、その日はAが妹の世話をするために欠席していたこと、誰にも相談していないことが判明した。

・把握した状況を踏まえ、管理職、担任、SSW担当教員、養護教諭、部活動顧問、生徒指導担当教員、SC、SSWで、校内ケース会議を開催した。アセスメントを行うとともに、支援プランを検討した。

アセスメント

遅刻や欠席が続く理由として、アルバイトによる睡眠不足のため、安定した生活が送れず生活リズムが崩れていること、妹の世話のために欠席していること、加えて、昼食を摂っていないことで健康状態が保てていないことが考えられる。この状態はネグレクトにあたる。家庭は生活困窮の状態にあると考えられる。また、母親にも適切な相談者がいないことも考えられる。

プランニング

- ・担任と養護教諭は、Aの了解を得てAの欠席状況や体調不良について母親と話し合う機会をもつ。Aに対しては、SSWを紹介する。
- ・SSWは本世帯が利用可能な福祉サービスや制度を整理する。
- ・学校長は要保護児童通告を行い個別ケース検討会議を依頼する。
- ・学校ではAの学習の遅れを取り戻すため放課後に補習を計画する。



- ・学校長の要保護児童通告後、要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議が開催され、関係機関による情報共有にもとづいて、支援方針をたてた。
- ・学校の放課後の補習は、帰宅が遅くなる旨を担任は母親に連絡し了承を得た。
- ・SSWはアルバイトの調整についてAと定期的に面談した。
- ・食事を確保するために、社会福祉協議会がフードバンク利用に向けた調整をした。
- ・小学校では、妹の支援を開始した。
- ・結果、Aは遅刻や欠席がなくなり、学校生活を送れるようになった。
- ・また、本件のことをきっかけに、全生徒が相談しやすい体制と環境の整備に向けて検討をはじめた。



その他繋がる可能性のある社会資源・制度

児童扶養手当、大阪府生活困窮者レスキュー事業、コミュニティソーシャルワーカー、ひとり親家庭生活支援事業、各種奨学金制度、こども食堂 他

5 教職員からSSWに寄せられた相談内容例

このような相談から生活背景の課題をみため、社会資源に繋がっていきます

- ① アルバイトが中心になり、遅刻・欠席が増えている。宿題の提出など、学校生活を優先できない（進級があやぶまれる）
- ② 身体的虐待を受け、家出をしており登校できない
- ③ 高校になり初めて大人に相談できるようになった家庭環境問題
- ④ 保護者が失業したことから学校生活に影響が出てきた生徒
- ⑤ メンタルヘルス上の課題を抱える生徒、リストカット・過食／拒食生徒の学校生活
- ⑥ 過プレッシャー型の心理的虐待・受験先をめぐる生徒と保護者との認識のずれ
- ⑦ 何らかの障がい疑われるが、一般就労をめざしており就職先がみつからない
- ⑧ 性的マイノリティの生徒の学校生活のしづらさや、就職支援について
- ⑨ 中学校まで児童福祉施設に入所しており頼れる親族がいない生徒
- ⑩ 妊娠した生徒の教育保障について
- ⑪ デートDV被害・加害について（生徒間の恋愛関係に伴うトラブル）
- ⑫ 編転入生徒の不登校問題
- ⑬ 中学時、不登校状態であった生徒の高校生活でのつまづき
- ⑭ きょうだいや親の世話をするために、学校に行けない
- ⑮ 親と生徒の生活言語が異なり、意思疎通が難しい



6 社会資源の例

大阪府

- ・児童相談所
- ・保健所
- ・社会福祉協議会
- ・警察署
- ・少年サポートセンター
- ・少年警察ボランティア
- ・教育庁

市町村

- ・市・区役所
（教育委員会、福祉事務所、家庭児童相談室、要保護児童対策地域協議会、障害福祉、高齢福祉、地域福祉、など）
- ・保育所（子育て支援センター）
- ・社会福祉協議会（基幹相談支援センター、コミュニティソーシャルワーカー）
- ・保健センター
- ・民生委員、児童委員、主任児童委員
- ・放課後児童クラブ（学童）

その他

- ・社会福祉法人
- ・一般社団法人
- ・NPO法人等
（児童・・・フリースクール、子ども・地域若者サポートステーション、子ども食堂、フードバンク など
障がい児者・・・地域活動支援センター、就労支援事業、計画相談支援事業、ホームヘルパー事業、
移動支援、放課後等デイサービス、療育事業）
高齢者・・・地域包括支援センター、訪問看護ステーション、介護サービス関係など）
- ・弁護士会、法テラス
- ・病院、診療所（精神科）（精神科訪問看護）
- ・保護司

制度等

- ・生活保護、就学援助
- ・就学支援金、奨学のための給付金
- ・児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当
- ・母子寡婦福祉資金貸付制度
- ・子育て短期支援事業
- ・生活福祉資金貸付制度
- ・日常生活自立支援事業
- 他